

○ 財務省告示第二百四十一号
平成二十六年七月十五日より告示する。政府短期証券の規定に基づき、大蔵省

条件等を次のとおり告示する。
国庫短期財務大臣 麻生太郎

二 一
条 令 第六号
件 政府資金調達事務取扱規則
平成二十六年七月十五日
成 二十六年八月七日

の法律発行の名称及び記述
条項及び根拠

第一法会百資十財
債条三四項律計号資四政
第十項、第に金号法
一六、第二關法
株式等の振替法
第一項十九十三條昭和二十二年
一十四号法第十二條
項五条律一
及条第第へ項十一
び第二十八平並六
第一項十成び年、法
百項、三十に法財
三、同條第九年
三十第條第別融
下額市札格競い入
の規定

四 三
發行方法
用振替法の適

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財
定特あ争入。へ格替適下へ債条三四項律計号資四政
め別つ入札に以を機用「振替法」へ昭和二十二年
る参て札發によ下競争は受けけるも日本銀行の
も加、と行の者財同一発行に付けるも日本銀行の
にご務時といふに付けるも日本銀行の
よと大にいふに付けるも日本銀行の
るに臣行う。競争して行とし
発応がわく。下入行とし
行募各れ及札わする。の
へ限國るび価一れる。そ規
以度債入価格とる。その定
下額市札格競い入
の規定

| 八 | 七 | 六 | 五 |
|--|--|---|--|
| 額 最 | 払 | 發 | 方 募 |
| 低 行 争 非 者 特 国 入 価 額 入 価 ・ 別 債 札 格 面 札 格 第 参 市 発 競 金 發 競 I 加 場 行 争 額 | 込 行 争 非 者 特 国 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争 額 | 行 争 非 者 特 国 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争 | 入 価 法 入 札 格 決 定 行 争 の |
| 千 三 二 十 三 万 千 千 六 兆 円 六 七 万 二 百 百 八 千 円 四 千 二 十 六 百 二 百 五 億 円 十 九 三 百 億 八 八 十 千 三 五 万 百 | 千 額 億 額 万 面 四 面 円 金 千 金 額 万 額 で 円 で 二 三 千 兆 七 二 百 千 四 二 十 百 二 五 億 十 四 七 | 込 募 各 当 も 各 み 限 国 て の 申 の 度 債 る か 込 応 額 市 。 ら み 募 の 場 そ の 額 範 特 の う を 圏 別 応 ち 割 内 参 募 応 り に 加 額 募 当 お 者 を 価 て い ご 順 格 る て と 次 の . 各 の 割 高 申 応 り い 非 | 価 一 格 国 競 債 争 市 入 場 札 特 発 別 行 参 一 加 と 者 い 。 う 第 . I 非 |

| 十 六 | 十 五 | 十 四 | 十 三 | 十 二 | 口 | 十 一 | 十 九 | 振 替 単 位 | |
|--|--|--|--|--|---|--|--|--|---|
| 払 者 | 入 場 | 元 償 | | 償 行 | 争 非 | 者 特 | 国 入 価 | 發 行 | |
| 込 期 日 | 札 參 加 | 所 支 払 | 償 額 | 還 期 限 | 入 価 ・ 競 | 債 札 格 第 參 | 價 競 價 加 場 | 札 格 行 市 | |
| 平 成 二 十 六 年 七 月 十 日 | 財 務 大 臣 か ら 通 知 を き 受け た 者 | 日 本 銀 行 額 を 百 円 に う つ 。そ が き の 百 円 | 額 面 金 額 と 、十 七 年 期 一 月 銀 十 四 日 業 業 日 に | 額 面 金 額 と 、十 七 年 期 一 月 銀 十 四 日 業 業 日 に | 當 た だ し と き は 年 、 そ が の 翌 營 業 日 に | 平 成 大 額 百 厘 円 に つ き 九 十 九 円 | 額 面 金 額 と 、十 七 年 期 一 月 銀 十 四 日 業 業 日 に | 額 面 金 額 と 、十 七 年 期 一 月 銀 十 四 日 業 業 日 に | す 成 。整 數 倍 の記 金 額 に よ る 最 低 も の 金 簿 |